



県 章

滋賀県公報

平成 19 年 (2007 年)
4 月 25 日
第 2778 号
水 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール使用料の徴収事務の委託 (県民文化課)	425
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の事業所の名称変更の届出 (元気長寿福祉課)	426
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称変更の届出 (元気長寿福祉課)	426
滋賀県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数の一部改正 (医療保険課)	426
農業改良資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託 (農政課)	426
農業改良資金の償還金の徴収事務の委託 (農政課)	427
道路区域の変更 (道路課)	427
道路の供用開始 (道路課)	429
○ 公 告	
特定非営利活動法人定款変更認証申請公告 (県民活動課)	429
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令公告 (循環社会推進課)	430
平成 19 年度製菓衛生師試験実施公告 (生活衛生課)	430
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (商業観光振興課)	432
基本測量実施公告 (監理課)	432
道路の位置の指定公告 (建築課)	432
○ 振 興 局 等 公 告	
軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告 (南部)	433
○ 教育委員会教育長告示	
平成 20 年度滋賀県立石山高等学校音楽科入学志願者の適性検査に関する要項 (学校教育課)	433
○ 公 安 委 員 会 告 示	
古物営業法の規定による行政処分に伴う聴聞の告示 (生活環境課)	435
○ 公 安 委 員 会 公 告	
検定実施公告 (生活安全企画課)	436
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
平成 19 年度滋賀県看護師採用選考実施公告	436

告 示

滋賀県告示第 301 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 158 条 第 1 項の規定に基づき、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 財団法人びわ湖ホール 大津市打出浜 15 番 1 号
- 2 委託事務の内容 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール使用料の徴収事務
- 3 委託期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示 第 302 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者および同法 第 53 条 第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の名称変更の届出があった。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の 旧 名 称	事業所の 新 名 称	事業所の 所 在 地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	サービスの 種 類	介護保険 事業所番号	変更年月日
アイリスケアセ ンター堅田	ニチイケアセ ンター堅田	大津市真野一 丁目 1 - 62 江 若交通ビル 4 階	代表取締役 森嶺	訪問介護 介護予防訪 問介護	2570101309	平成 19. 4. 1
アイリスケアセ ンターながら	ニチイケアセ ンターながら	大津市大門通 16 - 45	代表取締役 森嶺	訪問介護 通所介護 介護予防訪 問介護 介護予防通 所介護	2570100152	平成 19. 4. 1

滋賀県告示 第 303 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 46 条 第 1 項の指定居宅介護支援事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の名称変更の届出があった。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

事業所の 旧 名 称	事業所の 新 名 称	事業所の 所 在 地	申請者の名称および 代表者の氏名または 開設者の氏名	介護保険 事業所番号	変更年月日
アイリスケアセ ンター堅田	ニチイケアセ ンター堅田	大津市真野一 丁目 1 - 62 江 若交通ビル 4 階	代表取締役 森嶺	2570101309	平成 19. 4. 1
アイリスケアセ ンターながら	ニチイケアセ ンターながら	大津市大門通 16 - 45	代表取締役 森嶺	2570100152	平成 19. 4. 1

滋賀県告示 第 304 号

昭和 51 年滋賀県告示 第 518 号 (滋賀県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数) の一部を次のように改正し、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

「15 人」を「17 人」に改める。

滋賀県告示 第 305 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令 第 16 号) 第 158 条 第 1 項の規定に基づき、農業改良資金の貸付けに係る償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 委託の相手方

滋賀県信用農業協同組合連合会 大津市京町四丁目 3 - 38

レーク大津農業協同組合 大津市打出浜 14 - 1

草津市農業協同組合 草津市上笠四丁目 3 - 17

栗東市農業協同組合 栗東市安養寺八丁目 2 - 13
 おうみ富士農業協同組合 守山市吉身三丁目 7 - 6
 甲賀郡農業協同組合 甲賀市水口町水口 6111 - 1
 グリーン近江農業協同組合 東近江市八日市町 1 - 17
 滋賀蒲生町農業協同組合 東近江市市子殿町 240
 東能登川農業協同組合 東近江市垣見町 818
 湖東農業協同組合 東近江市池庄町 507
 東びわこ農業協同組合 彦根市川瀬馬場町 922 - 1
 レーク伊吹農業協同組合 米原市宇賀野 280 - 1
 北びわこ農業協同組合 東浅井郡湖北町速水 2721
 マキノ町農業協同組合 高島市マキノ町沢 1350 - 1
 今津町農業協同組合 高島市今津町日置前 352
 新旭町農業協同組合 高島市新旭町旭一丁目 10 - 5
 西びわこ農業協同組合 高島市安曇川町田中 104

- 2 委託事務の内容 農業改良資金の貸付けに係る償還金の徴収事務 (融資機関への貸付けに係るものを除く。)
- 3 委託期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 滋賀県信用農業協同組合連合会代表理事理事長が発行する納入通知書に基づき、1 に掲げる滋賀県信用農業協同組合連合会ならびに各農業協同組合の本所および支所等において徴収する。

滋賀県告示 第 306 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年 政令第 16 号) 第 158 条 第 1 項の規定に基づき、農業改良資金の償還金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 滋賀県信用農業協同組合連合会 大津市京町四丁目 3 - 38
- 2 委託事務の内容 農業改良資金の融資機関からの償還金の徴収事務
- 3 委託期間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 徴収の方法 滋賀県信用農業協同組合連合会代表理事理事長が発行する納入通知書に基づき、1 に掲げる滋賀県信用農業協同組合連合会において徴収する。

滋賀県告示 第 307 号

道路法 (昭和 27 年 法律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 19 年 4 月 25 日から平成 19 年 5 月 9 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道路 の 種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地の幅員	延 長	備 考
	大津能登川長浜 線	近江八幡市浅小井町字安 徳寺 637 番 5 地先から	変更後	最小 12.4 m 最大 18.0 m	276.4 m	道路改良工事 (現道拡幅) に 伴う道路区域の 変更
		近江八幡市浅小井町字笠 屋 322 番 1 地先まで	変更前	最小 8.0 m 最大 17.8 m	276.4 m	

県道	桜川西中在寺線	蒲生郡日野町大字蓮花寺 字門之下 2022 番地先から	変更後	最小 9.3 m ゝ 最大 22.7 m	122.9 m	流域下水道工事に伴う回路の設置
		蒲生郡日野町大字蓮花寺 字門之下 407 番地先まで	変更前	最小 9.3 m ゝ 最大 11.2 m	118.7 m	
		蒲生郡日野町大字北脇字 十九 1001 番 3 地先から	変更後	最小 9.4 m ゝ 最大 12.0 m	60.5 m	流域下水道工事に伴う回路の設置
		蒲生郡日野町大字北脇字 十九 1001 番 4 地先まで	変更前	最小 9.4 m ゝ 最大 11.0 m	60.1 m	
		蒲生郡日野町大字北脇字 十九 1313 番地先から	変更後	最小 10.5 m ゝ 最大 23.4 m	117.5 m	流域下水道工事に伴う回路の設置
		蒲生郡日野町大字北脇字 十九 1327 番地先まで	変更前	最小 10.5 m ゝ 最大 10.5 m	114.1 m	
		蒲生郡日野町大字北脇字 高橋 1362 番地先から	変更後	最小 9.6 m ゝ 最大 21.1 m	114.3 m	流域下水道工事に伴う回路の設置
		蒲生郡日野町大字北脇字 高橋 1367 番地先まで	変更前	最小 9.6 m ゝ 最大 9.9 m	111.3 m	
	近江八幡大津線	野洲市菖蒲字松ノ下 262 番 180 地先から	変更後	最小 19.2 m ゝ 最大 21.0 m	26.0 m	市道認定に伴う 道路区域の変更
		野洲市菖蒲字松ノ下 262 番 181 地先まで	変更前	最小 15.8 m ゝ 最大 16.4 m	26.0 m	

滋賀県告示 第 308 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 19 年 4 月 25 日から平成 19 年 5 月 9 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道大津能登川長浜線	近江八幡市浅小井町字安德寺 637 番 5 地先から 近江八幡市浅小井町字笠屋 322 番 1 地先まで	平成 19. 4. 25	L = 276.4 m
県道桜川西中在寺線	蒲生郡日野町大字蓮花寺字門之下 2022 番地先から 蒲生郡日野町大字蓮花寺字門之下 407 番地先まで	平成 19. 4. 26 午前 10 時	L = 122.9 m
	蒲生郡日野町大字北脇字十九 1001 番 3 地先から 蒲生郡日野町大字北脇字十九 1001 番 4 地先まで	平成 19. 4. 26 午前 10 時	L = 60.5 m
	蒲生郡日野町大字北脇字十九 1313 番地先から 蒲生郡日野町大字北脇字十九 1327 番地先まで	平成 19. 4. 26 午前 10 時	L = 117.5 m
	蒲生郡日野町大字北脇字高橋 1362 番地先から 蒲生郡日野町大字北脇字高橋 1367 番地先まで	平成 19. 4. 26 午前 10 時	L = 114.3 m
県道近江八幡大津線	野洲市菖蒲字松ノ下 262 番 180 地先から 野洲市菖蒲字松ノ下 262 番 181 地先まで	平成 19. 4. 25	L = 26.0 m

公 告

特定非営利活動法人定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 25 条第 4 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の定款の変更に係る同条第 3 項の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 申請のあった年月日 平成 19 年 4 月 13 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 秀明自然農法ネットワーク

特定非営利活動法人の代表者の氏名 林田 邦宏

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 甲賀市信楽町田代 316 番地

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、岡田茂吉師の提唱する自然農法活動を広く世の中に発信し、現代農業による環境破壊を食い止め、再生可能な農業の普及拡大に努める。また、消費者、生産者及び流通関係者など全ての人々の自然環境保全に寄与した食への意識を高める。また、自然農法の啓発活動を行い、再生

可能な農業等の多様な実践活動を支援することで、農作物の健全化を図る。そして、次世代の子ども達が農業体験を通して自然に親しみ情操を高める。更に、食と農の分野で同じ志を持つ団体、個人との世界的なネットワークを構築し、その活動を支援する。

以上のような活動を通して、万物が共生できる豊かな自然環境を構築し、全ての生活環境の健全化に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧場所 滋賀県県民文化生活部県民活動課 大津市京町四丁目 1 - 1

4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 19 年 4 月 13 日から平成 19 年 6 月 13 日までの縦覧場所における執務時間内

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく措置命令公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 法律 第 137 号。以下「法」という。) 第 19 条の 5 第 1 項の規定に基づく支障の除去等の措置を命ずべき者のすべてを確認することができないので、法 第 19 条の 8 第 1 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 講ずべき措置の内容 大津市大石小田原町字北谷 695 番 1 ほかにもだりに投棄された指定有害廃棄物の硫酸ピッチ (廃硫酸と廃炭化水素油の混合物で著しい腐食性を有するもの) およびその付着物、当該土地の斜面に流出している硫酸ピッチならびに応急保全措置として当該土地に管理保管されている硫酸ピッチおよびその付着物を撤去するとともに、これら全量の廃棄物を適正に処理すること。
- 2 措置を講ずべき者 法 第 19 条の 5 第 1 項各号に掲げる者 (以下「処分者等」という。)
- 3 着手期限および履行期限
 - (1) 着手期限 平成 19 年 5 月 9 日 (水)
 - (2) 履行期限 平成 19 年 5 月 30 日 (水)
- 4 処分者等が着手期限までに措置を講じない場合または履行期限までに措置を完了しない場合は、滋賀県知事が法 第 19 条の 8 第 1 項の規定に基づき 1 の措置を講じ、当該措置に要した費用を処分者等から徴収する。
- 5 問い合わせ先 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課廃棄物監視取締対策室 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL 077 - 528 - 3475

平成 19 年度製菓衛生師試験実施公告

製菓衛生師法 (昭和 41 年 法律 第 115 号) 第 4 条 第 1 項の規定に基づき、平成 19 年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 試験期日 平成 19 年 7 月 25 日 (水) 14 時から 16 時まで
- 2 試験場所 滋賀県庁新館 7 階大会議室 大津市京町四丁目 1 - 1
- 3 受験願書の受付期間および受付場所
 - (1) 受付期間等 平成 19 年 6 月 18 日 (月) から平成 19 年 6 月 22 日 (金) までの 8 時 30 分から 12 時 15 分までおよび 13 時から 17 時 15 分までとする。

なお、郵送による受験願書の受付は、行わない。
 - (2) 受付場所
ア 県内に居住し、または就業している者は、その区域を所管する次の機関に提出すること。
 - (ア) 南部振興局地域健康福祉部 (草津保健所) 草津市草津三丁目 14 - 75 電話 077 - 562 - 3549
 - (イ) 南部振興局甲賀県事務所地域健康福祉部 (甲賀保健所) 甲賀市水口町水口 6200 電話 0748 - 63 - 6149
 - (ウ) 東近江地域振興局地域健康福祉部
(東近江保健所) 東近江市八日市緑町 8 - 22 電話 0748 - 22 - 1266
(八幡支所) 近江八幡市桜宮町 235 電話 0748 - 33 - 3291
 - (エ) 湖東地域振興局地域健康福祉部 (彦根保健所) 彦根市和田町 41 電話 0749 - 21 - 0284
 - (オ) 湖北地域振興局地域健康福祉部
(長浜保健所) 長浜市平方町 1152 - 2 電話 0749 - 65 - 6664
(木之本支所) 伊香郡木之本町黒田 1234 電話 0749 - 82 - 3376

(カ) 高島県事務所地域健康福祉部 (高島保健所) 高島市今津町今津 448 - 45 電話 0740 - 22 - 3552

(キ) 大津健康福祉センター (大津保健所) 大津市におの浜四丁目 4 - 5 電話 077 - 522 - 8427

イ ア以外の者は、滋賀県健康福祉部生活衛生課に提出すること。

(大津市京町四丁目 1 - 1 電話 077 - 528 - 3643)

4 合格の発表 平成 19 年 8 月 22 日 (水) 10 時に県庁正面玄関前掲示板、振興局・地域振興局・県事務所行政情報コーナー、振興局・地域振興局・県事務所地域健康福祉部掲示板、大津健康福祉センター掲示板および県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に通知する。なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

5 試験結果の開示 滋賀県個人情報保護条例 (平成 7 年 滋賀県条例 第 8 号) 第 25 条 第 1 項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 期間 平成 19 年 8 月 22 日 (水) から平成 19 年 9 月 21 日 (金) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 8 時 30 分から 12 時 15 分までおよび 13 時から 17 時 15 分まで (平成 19 年 8 月 22 日は、10 時から 12 時 15 分までおよび 13 時から 17 時 15 分まで)

(3) 場所 滋賀県健康福祉部生活衛生課 (大津市京町四丁目 1 - 1 滋賀県庁新館 2 階)

(4) 持参するもの 平成 19 年度製菓衛生師試験受験票

(5) 開示する内容 科目別得点および総合得点

(6) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 電話による問い合わせには、一切応じない。

6 試験科目 衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学ならびに製菓理論および実技に関する筆記試験。ただし、職業能力開発促進法施行令 (昭和 44 年 政令第 258 号) 別表 第 1 に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級または二級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論および実技に関する筆記試験を免除する。

7 受験資格 次のいずれかに該当する者とする。

(1) 厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において 1 年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した者

(2) 学校教育法 (昭和 22 年 法律 第 26 号) 第 47 条に規定する者であって、食品衛生法 (昭和 22 年 法律 第 233 号) に基づく菓子製造業の許可を受けた施設で 2 年以上菓子製造業に従事したもの

(3) 製菓衛生師法施行の際、現に菓子製造業に従事していた者 (学校教育法 第 47 条に規定する者を除く。) であって、菓子製造業に従事していた期間が、製菓衛生師法施行の日において 3 年を超えているものまたは同法の施行の日後 3 年を超えるに至ったもの

8 提出書類

(1) 受験願書 1 部

(2) 写真 1 葉 (縦 5 センチメートル、横 5 センチメートルとし、出願日前 6 箇月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像で、その裏面に氏名を記載したもの)

(3) 写真台紙 受験票用はがき

(4) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類

資 格 の 区 分	提 出 書 類
ア 7 (1) に該当する者	厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証書およびその写しまたは卒業証明書
イ 7 (2) に該当する者	(ア) 学校教育法 第 47 条に規定する者であることを証する書類 (イ) 菓子製造業従事証明書
ウ 7 (3) に該当する者	菓子製造業従事証明書

なお、アまたはイ (ア) で卒業証書の写しを提出する場合は、本証書を受付場所に持参して照合を受けること。

(5) 技能検定合格証書およびその写し (職業能力開発促進法施行令別表 第 1 に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級または二級の技能検定に合格した者に限る。)

9 試験手数料 9,900 円 (滋賀県収入証紙による。)

10 受験願書等の交付および問い合わせ先 振興局地域健康福祉部、地域振興局地域健康福祉部、県事務所地域健康

福祉部、大津健康福祉センターおよび滋賀県健康福祉部生活衛生課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法 第 5 条 第 1 項 第 1 号および第 2 号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 大規模小売店舗の名称および所在地 グルメシティ近畿瀬田店 大津市一里山一丁目 3 番 1 号

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗の名称 ヒカリ屋瀬田店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ヒカリ屋 大津市一里山一丁目 3 番 1 号 代表取締役 山崎邦夫

ほか 14 件

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗の名称および所在地 グルメシティ近畿瀬田店

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社グルメシティ近畿 大阪府吹田市江坂町一丁目 18 番 10 号 代表取締役 高月春美

ほか 11 件

3 変更年月日 平成 19 年 3 月 1 日

4 変更の理由 吸収合併に伴う店舗名称等の変更

5 届出年月日 平成 19 年 4 月 10 日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

財団法人滋賀県産業支援プラザ 大津市打出浜 2 - 1 コラボしが 21

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 19 年 4 月 25 日から平成 19 年 8 月 25 日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 19 年 8 月 25 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

基本測量実施公告

測量法 (昭和 24 年 法律 第 188 号) 第 14 条 第 1 項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 作業の種類 基本測量 (一等磁気測量)

2 作業の地域 高島市

3 作業の期間 平成 19 年 5 月 25 日から平成 20 年 2 月 28 日まで

道路の位置の指定公告

建築基準法 (昭和 25 年 法律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課および南部振興局建設管理部に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

地 名 ・ 地 番	申 請 人 住 所 ・ 氏 名	延 長 メートル	幅 員 メートル	本 数 条
栗東市小柿七丁目 590 - 2	北海道札幌市手稲区新発寒 六条一丁目 5 番 80 号 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄	15.59	6.00	1

振 興 局 等 公 告

軽油引取税特別徴収義務者証票無効公告

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者証票を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県南部振興局長 沢 井 進 一

特別徴収義務者 証 票 番 号	特 別 徴 収 義 務 者 住 所	特別徴収義務者氏名	亡 失 年 月 日
第 101001 号 第 101003 号 第 101005 号 第 101007 号	大阪府大阪市西区土佐堀一丁目 2 番 10 号	山文商事株式会社 取締役社長 吉田龍蔵	平成 19. 2. 13

教 育 委 員 会 教 育 長 告 示

滋賀県教育委員会教育長告示 第 6 号

滋賀県立学校の管理運営等に関する規則 (昭和 32 年 滋賀県教育委員会規則 第 8 号) 第 11 条の 6 の規定に基づき平成 20 年度滋賀県立石山高等学校音楽科入学志願者の適性検査に関する要項を次のように定める。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県教育委員会教育長 斎 藤 俊 信

平成 20 年度滋賀県立石山高等学校音楽科入学志願者の適性検査に関する要項

- 1 音楽科の入学志願資格 平成 20 年度滋賀県立石山高等学校音楽科入学志願者の適性検査に合格した者に限り、別に定める平成 20 年度滋賀県立高等学校入学者選抜要項に基づき、滋賀県立石山高等学校 (以下「石山高等学校」という。) 音楽科へ入学志願することができる。
- 2 受検資格 次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 平成 20 年 3 月に中学校もしくはこれに準ずる学校または中等教育学校の前期課程 (以下「中学校等」という。) を卒業し、または修了する見込みの者
 - (2) 中学校等を卒業し、または修了した者
 - (3) 学校教育法施行規則 (昭和 22 年 文部省令第 11 号) 第 63 条 各号のいずれかに該当する者
- 3 出願
 - (1) 受付期間 平成 19 年 10 月 23 日 (火) から平成 19 年 10 月 25 日 (木) までとし、午前 9 時から午後 4 時まで受け付ける。
 郵送の場合は、平成 19 年 10 月 24 日 (水) までの消印のあるものに限り受け付ける。中学校等の校長 (以下「中学校長」という。) は、郵送時に志願者数等について、石山高等学校長に電話で必ず報告しなければならない。また、返信用封筒 (あて名を記入して、簡易書留分の切手をはることを。) を同封すること。
 - (2) 提出書類
 - ア 適性検査受検申込書
 - イ 適性検査受検票 平成 20 年 3 月に本県内の中学校等を卒業する見込みの者以外の者は、申込み前 3 箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真 (縦 6 cm, 横 4.5 cm) を受検票の所定の欄にはり、中学校長の割印を受

けること。ただし 2 の (3) に該当する者については、割印は不要とする。

ウ 滋賀県立高等学校特別出願に係る許可書 (以下「特別出願許可書」という。) の写し

(ア) 滋賀県立学校の管理運営等に関する規則 第 11 条の 3 の規定に基づく特別事情による入学志願者は、滋賀県教育委員会教育長 (以下「教育長」という。) の許可を受け、特別出願許可書の写しに中学校長が原本証明をしたものを添付しなければならない。

(イ) 特別出願許可申請期間 平成 19 年 10 月 2 日 (火) から平成 19 年 10 月 23 日 (火) まで (土曜日、日曜日および祝日を除く。) とする。

(3) 受検申込書等の作成および提出

ア 受検の申込みをしようとする者は、石山高等学校から音楽科適性検査実施要項 (以下「要項」という。) を受け、その中の受検申込書等に必要な事項を記入し、中学校長に提出しなければならない。ただし、2 の (3) に該当する者は石山高等学校長に申し出て、その指示に従わなければならない。

イ 中学校長は、アにより受検申込書等の提出を受けたときは、その内容を審査して、所定事項の記入および証明等を行い、受付期間内に適性検査受検申込者一覧表 (2 通) を添えて石山高等学校長に提出しなければならない。

4 受検申込書等の受理 石山高等学校長は、提出された受検申込書等を審査し、適正であると認めるものについて受理し、適性検査受検票と適性検査受検申込者一覧表 (1 通) にそれぞれ受検番号を記入し、中学校長あて交付すること。ただし、2 の (3) に該当する者については、直接受検申込者に交付すること。

5 適性検査 個別検査については、受検生をあらかじめ A グループと B グループの組に分けて、実施する。

(1) 検査の期日および日程

ア 期日 平成 19 年 11 月 6 日 (火)

イ 日程 9:00 ~ 9:15 A グループ一般注意

9:30 ~ 12:00 A グループ個別検査

12:30 ~ 12:45 B グループ一般注意

13:00 ~ 13:25 A グループおよび B グループ聴音記譜 (一斉検査)

13:40 ~ A グループおよび B グループ個別検査

(2) 受検場 石山高等学校

(3) 検査内容

ア 共通課題 受検者全員について検査する。

(ア) 聴音記譜 旋律および和音を書き取ること。調は、八長調またはイ短調とする。

(イ) 新曲視唱 12 小節の旋律を階名視唱すること。調は、八長調またはイ短調とする。

イ 演奏実技 受検者は、次の (ア)、(イ) または (ウ) に掲げる入学後専攻したい実技を選び、演奏すること。

(ア) 声楽で受検する者

a 指定曲 コンコーネ 50 番より No. 8 を歌うこと。ただし、変イ長調または変ロ長調のいずれかの調とする。唱法については階名唱または母音唱 (ア、イ、ウ、エおよびオによる唱法または母音と子音との組み合わせによる Ma 唱、Na 唱等をいう。) のいずれかとし、暗譜で歌うこと。

b 選択曲 次に示す曲の中から 1 曲を選び、全節を暗譜で歌うこと。

「夏の思い出」	二長調	(江間章子 作詞 中田喜直 作曲)
「浜辺の歌」	ヘ長調	(林 古溪 作詞 成田為三 作曲)
「荒城の月」	ロ短調	(土井晩翠 作詞 滝廉太郎 作曲)
「カロ ミオ ベン」	変ホ長調	(作詞者不明 ジョルダニー 作曲)
「カロ ラッチョ」	変ホ長調	(作詞者不明 ガスパリーニ 作曲)

注 1 「カロ ミオ ベン」については原語または日本語で、「カロ ラッチョ」については原語で歌うこと。

注 2 「荒城の月」は、1 番 2 番を歌うこと。

注 3 指定曲および選択曲の伴奏は、検査担当者が行う。

c ピアノ 次のピアノ曲の中から任意の 1 曲を選び、演奏すること。楽譜を見て演奏してもよい。繰返しはしない。

ブルグミュラー作曲 「25の練習曲」より
ソナチネまたはソナタの第1楽章または終楽章

- (イ) ピアノで受検する者 次に示す または の曲の中からそれぞれ1曲ずつを選び、演奏すること。演奏は、暗譜で行うこと。繰返しはしない。別に定める楽譜例を参照すること。

バッハ作曲	2声のインヴェンションより第5番
バッハ作曲	3声のシンフォニアより第8番
ベートーヴェン作曲	ピアノソナタ 第6番作品10の2へ長調第1楽章
ベートーヴェン作曲	ピアノソナタ 第11番作品22変ロ長調第1楽章

- (ウ) 次に示す楽器で受検する者 (入学後、専攻したい楽器を選び受検すること。)

弦楽器	ヴァイオリン ヴィオラ チェロ コントラバス
管楽器	フルート オーボエ クラリネット ファゴット サクソフォーン トランペット ホルン トロンボーン チューバ
打楽器	小太鼓 マリンバ

- a 指定課題 すべて暗譜で演奏すること。
- (a) 弦楽器 別に定める楽譜による音階を演奏すること。
- (b) 管楽器 別に定める楽譜による音階をスラー、テヌートおよびスタッカートで演奏すること。
- (c) 打楽器 別に定めるリズム譜を小太鼓で演奏すること。
- b 自由課題 任意の練習曲または独奏曲1曲を無伴奏で演奏すること。すべて暗譜で演奏すること。出願時に楽譜1部を提出すること。
- c ピアノ 次のピアノ曲の中から任意の1曲を選び演奏すること。楽譜を見て演奏してもよい。繰返しはしない。

ブルグミュラー作曲 「25の練習曲」より
ソナチネまたはソナタの第1楽章または終楽章

注 受検場で準備する楽器はピアノ、コントラバス、チューバ、小太鼓およびマリンバとし、これら以外の楽器で受検する者は、各自で楽器を準備すること。

6 合格者の決定および通知

- (1) 石山高等学校長は、適性検査の結果を資料として音楽科教育を受けるに足る適性の有無を判定し、適性検査の合格者を決定する。なお、合格者にあつては、のちの特色選抜、一般選抜において、適性検査の内容について、その判定の際の資料とすることができる。
- (2) 石山高等学校長は、適性検査の合格者を平成19年11月14日(水)中に、郵送にて、受検者の在籍または出身中学校長あてに通知する。ただし、2の(3)に該当する者については、直接受検者に通知する。

7 その他

- (1) 郵送は、すべて「書留」または「簡易書留」扱いとする。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。
- (3) 石山高等学校長は、この要項に定めるもののほか、あらかじめ教育長と協議の上、申込者に対し必要な指示を行うことができる。

公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第37号

古物営業法(昭和24年法律第108号)第24条の規定による行政処分について、同法第25条第1項の規定に基づき次のとおり聴聞を行う。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 田 修

- 1 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名 田淵政信
- 2 聴聞の日時 平成 19 年 5 月 15 日 (火) 午後 2 時から
- 3 聴聞の場所 大津市京町四丁目 1 番 2 号 滋賀県警察本部

公 安 委 員 会 公 告

検定実施公告

警備業法 (昭和 47 年 法律 第 117 号) 第 23 条 第 1 項の規定により、検定を次のとおり実施する。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県公安委員会委員長 吉 田 修

- 1 実施する検定の警備業務の種別および級の区分 交通誘導警備業務 2 級
- 2 実施期日および場所
 - (1) 実施期日
 - ア 第 1 回 平成 19 年 7 月 27 日 (金)
 - イ 第 2 回 平成 19 年 8 月 31 日 (金)
 - (2) 実施場所 蒲生郡日野町北脇 1 - 3 滋賀県警察本部生活安全部機動警察隊
- 3 受検定員 各回とも 30 人
- 4 受検資格 滋賀県内に住所を有する者または滋賀県内の営業所に属する警備員
- 5 受検申請手続等
 - (1) 提出書類 検定を受けようとする者は、その住所地 (検定申請者が警備員である場合にあっては、その属する営業所の所在地を含む。) を管轄する警察署を経由して、次の書類を提出すること。
 - ア 検定申請書
 - イ 住所地を管轄する警察署に検定申請書を提出する場合には、住所地を疎明する書面 (住民票の写し、運転免許証の写しまたは公的機関が受検者の住所地あてに発行した郵便物など住所地が明らかとなる書面)
 - ウ 滋賀県外に住所を有する警備員が、滋賀県内の営業所に属して検定を受けようとする場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面 (営業所所属証明書)
 - エ 写真 2 葉 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)
 - (2) 受付期間
 - ア 第 1 回 平成 19 年 7 月 2 日 (月) から同年 7 月 13 日 (金) までの間
 - イ 第 2 回 平成 19 年 8 月 20 日 (月) から同年 8 月 24 日 (金) までの間の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、土曜日および日曜日は除く。なお、受付期間内であっても、申請人員が受検定員に達した場合は、受付を締め切る。
- 6 受検票の交付 受検申請書を提出した警察署から交付する。
- 7 検定申請手数料 検定申請をするときに、14,000 円の検定申請手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。
なお、納入した手数料は、検定申請受付後は、申請を取り消した場合または検定試験を受けなかった場合等でも還付しない。
- 8 携行品 受検票、筆記用具、警笛、運動靴および雨衣
なお、警備員である受検者は、制服および制帽を着用すること。
- 9 受検に関する問い合わせ先 滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課 (077 - 522 - 1231 (代表) 内線 3026) または各警察署の生活安全課

病 院 事 業 庁 公 告

平成 19 年度滋賀県看護師採用選考実施公告

平成 19 年度滋賀県看護師採用選考を次のとおり行います。

平成 19 年 4 月 25 日

滋賀県病院事業庁長 川 尻 嘉 徳

1 選考区分および採用予定人員 看護師 各試験日ごとに約 10 人

2 受験資格

(1) 次に該当する者が受験できます。

看護師免許を有する者で、昭和 39 年 4 月 2 日以降に生まれたもの

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 成年被後見人または被保佐人 (準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 原則として平成 19 年 7 月 1 日 採用時期は、相談に応じます (ただし、平成 19 年度中の採用に限ります。)

(2) 勤務先 滋賀県立成人病センター等 (原則として交替制勤務に従事していただきます。)

(3) 給与等

	大 学 卒 (4 大)	3 年 課 程 卒	2 年 課 程 卒
給 料	201,600 円	196,000 円	186,700 円
地 域 手 当	8,870 円	8,624 円	8,214 円
計	210,470 円	204,624 円	194,914 円

給料は、経歴その他に応じて上記の額に一定の額が加算されます。

地域手当の額は、扶養手当の支給がない場合の額を記載しています。

上記のほかに初任給調整手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当 (賞与) 等が支給されます。

初任給調整手当は、看護師免許取得後 7 年未満の者に支給される手当で、免許取得後の年数により変更されます。看護師免許取得後 1 年未満の者に、最高額の月額 20,000 円が支給されます。

期末・勤勉手当 (賞与) は、年間 4.45 ヶ月支給されます。

昇給は、原則として毎年 1 回行われます。

上記の額は、平成 19 年 4 月 1 日現在の額で、改定される場合があります。また最低額を保証するものではありません。

4 選考の日時および場所

(1) 日程

平成 19 年 5 月 19 日 (土)

平成 19 年 6 月 16 日 (土)

(2) 時間 午前 9 時開始 (集合時間 午前 8 時 45 分)

(3) 場所 滋賀県立成人病センター東館講堂 守山市守山五丁目 4 番 30 号

5 選考の方法および結果発表

(1) 方法 次の方法により行います。

ア 作文試験 識見、思考力、表現力等についての筆記試験を行います。

イ 面接試験 看護師としての知識、技能および公務遂行能力ならびに人物についての個別面接による口述試験を行います。

ウ 適性検査 公務員として必要な適性についての検査を行います。

エ 書類審査 必要な書類に基づいて審査します。

使用できる時計は、計時機能だけのものに限り (携帯電話・PHS 等の使用はできません。)

各試験種目には、それぞれ合格基準があり、基準に達しない場合は不合格となります。

(2) 結果発表 原則として、受験月の下旬に合格者あて通知します。

6 受験手続および受付期間

(1) 受付時提出書類

ア 出願票 1 通

所定の用紙に最近 6 箇月以内に撮影した写真をはり付けてください。)

イ 未使用の官製はがき 1 通 (郵送で申し込む場合のみ)

受付票として返送しますので、表面にあて先を明記してください。

(2) 選考当日提出書類

ア 履歴書 1 通

所定の用紙に最近 6 箇月以内に撮影した写真をはり付けてください。)

イ 看護師免許証原本およびコピー 1 部

(3) 出願票および履歴書の交付 出願票および履歴書は、滋賀県病院事業庁経営管理課 (成人病センター内)、滋賀県庁本館受付および新館受付で交付します。

また、郵便等で請求することもできます。郵便はがきの裏面に「平成 19 年度滋賀県看護師採用選考 (平成 19 年 7 月採用) 受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県病院事業庁経営管理課あて請求してください。

電話による請求も受け付けます。

滋賀県のホームページからダウンロードした出願票および履歴書を使うこともできます。

(4) 受付期間

受付開始日 平成 19 年 4 月 25 日 (水)

受付締切日

試 験 日	持 参 の 場 合 の 締 切	郵 送 の 場 合 の 締 切
平成 19 年 5 月 19 日 (土)	平成 19 年 5 月 16 日 (水)	平成 19 年 5 月 14 日 (月)
平成 19 年 6 月 16 日 (土)	平成 19 年 6 月 13 日 (水)	平成 19 年 6 月 11 日 (月)

持参の場合は、月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 17 時 15 分まで受け付けます (祝日を除く。)

郵送の場合は、封筒の表に赤字で「看護師受験」と書いて、配達記録または簡易書留により送付してください。郵送の場合の締切日までの消印があるものに限り受け付けます。

(5) 出願方法 (1) の受付提出書類を (4) の受付期間内に、持参または郵送により提出してください。

出願票を受理した場合は、受付票を交付します。郵送による提出者には受付票を郵送します。

選考当日に、(2) の選考当日提出書類を持参してください。

受験番号は、選考当日に指定します。

(6) 書類提出先 滋賀県病院事業庁経営管理課 (滋賀県立成人病センター内) 〒 524 - 8524 守山市守山五丁目 4 番 30 号

7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

ア 公権力の行使に携わる職員の職務の例

保健師助産師看護師法 (昭和 23 年法律 第 203 号) に基づく准看護師免許の取消し

イ 公の意思の形成への参画に携わる職員の職 部長級、次長級、課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 問い合わせ先 滋賀県病院事業庁経営管理課 (滋賀県立成人病センター東館 1 階) 守山市守山五丁目 4 番 30 号 電話 (077) 582 - 5852